

J R 東 労 組 盛 岡

No, 34
2018年11月17日
東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号
発行人 佐々木克之
編集人 情宣部
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157
JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

盛地申3号
交渉④

安全で働きがいのある職場を創り出すための 緊急申し入れ

第2項では、一部管理者から日勤教育時に相応しくない発言があり「圧力を加える」「パワハラ」とも言える事象に対し具体的事象をもとに「懲罰的日勤教育」をやめる事を強く訴えました!!(一部を抜粋)

9月30日～聞き取り中～

管理者A 「寝てたのか? 意識が朦朧としてたのかどっちよ? ホントのこと言え。やばいぞ!」
当事者 「寝てたかもしれないですけど、はっきりしません」
～聞き取りの中で20分前出勤をしていく事になる～
管理者A 「やっていくと言ったんだから20分前出勤やっていけよ、見てるからな!」

10月3日～12:55管理者Bから午後の業務指示が話され、その間に13:00になる～

当事者 「トイレ行ってきていいですか?」
管理者B 「トイレは昼休みのうちに済ませるものだよな?」
～結果、当事者はトイレにいけなかった～

10月11日～日勤中、ミーティングルームにて～

管理者C 「上着を脱がないとか、足を組まないとか。運転台に座っているように。反省の姿がまだまだ。席を離れるとき「トイレ行ってきます」という事が必要ではないか? 組合に頼るのも良いけど組合の前に会社員なんだから、まずしっかり反省して!

明らかな不当労働行為!

10月29日～日勤中、ミーティングルームにて～

管理者D
「今回のあなたに対しての判断ですが、この区間眠っていて2分の遅れを出したという事を見逃す事はできない。非常に重く捉えている。運転士はさせられない。という判断をしました!
「この事象は非常に重い。プレス発表していないからこのくらいで済む。この次事象を起こしたら俺はあなたをかばえない。責任とれない!
「実家はどこだ? 親は? 兄弟は? 出身校は? そういう事でね、あなたには別の系統に希望を出してもらっただけど、俺は営業が良いと思う。駅だな。日勤の間早めに出勤しているな、立ち振る舞いも良くなったしな! 男ぶりもいい! 向いてると思うお客さま対応。運転士の経験も活きるだろう。営業系統で頑張ってみないか?」

- ・ その場に居ないので、ニュアンス・文脈だけで一方的に圧力とは言えない。
- ・ 本人が圧力と感じればそうかも知れないが、管理者から一方的な圧力・パワハラはないものだと思っている。
- ・ 事象を確認するべきか含め検討する。

懲罰的日勤教育はない認識! 支社

当該職場では安全衛生委員会において一般的なSASの取扱いを質問した所「極めて個人の問題が強い。この場はそういう事を議論する場ではない!」「次回からこういう発言したら議論の一切を打ち切るぞ!」という強権的な衛生管理委員長の姿勢も出されています。当該組合員は「運転士に戻れるのか?」不安な中、恐怖を感じながら日勤教育を受けています。盛岡地本は本人を守るため、今事象で明らかになった懲罰的日勤教育の撲滅と、働きやすい職場風土を守る為に、あらゆる手段を使い徹底的に真相解明を行っていきます!!